科目名			担当教員	
福祉法学			菅原　好秀	
科目コード	科目単位	スクーリング単位	履修方法	配当年次
CB3063	2	1	R or SR (講義)	2 年以上
生成 AI 利用レベル		レポート　：　B	試験（スクーリング含む）　：　C	

科目の概要

■科目の内容

福祉法学の科目は、科目名称の示すように社会福祉の仕事を行うにあたって必要とされる法学的な知識を、福祉的に学ぶことを目的として設置されたものです。社会福祉の仕事を行う場合には、まず社会の一般市民としての部分を基礎に、社会福祉の部分の積み上げられた内容であることが求められます。法とは何か、それを理解する歴史的な知識、現行法令としての基本法（憲法、民法、行政法）、社会福祉サービス事業を行うに際しての最低限の知的情報（情報公開、権利擁護制度）などが、この福祉法学の科目における講義内容です。なお、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験問題を学問的視点から解説しますので、受験する方はスクーリング受講をおすすめします。

■到達目標

１）福祉法学の制度概要について述べることができる。
２）基本的人権の制度趣旨（特に自由権・社会権）を、判例を踏まえて、説明することができる。
３）成年後見制度の意義と活用方法について説明できる。
４）憲法、民法、行政法の制度体系について説明することができる。

■学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連

とくに「人と社会の理解力」「俯瞰的な分析力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

レポート評価 30%＋スクーリング評価 or 科目修了試験 70%

■教科書・参考図書

【教科書】（「更生保護制度論」と共通、1）は「精神保健福祉の制度」と共通、 2）は「家族法」と共通）
１）菅原好秀著『司法と福祉』建帛社、2023 年
２）菅原好秀著『権利擁護と法』建帛社、2022 年
（最近の教科書変更時期）2023 年 4 月
（スクーリング時の教科書）上記教科書を使用しますので、旧教科書を所持している方はスクーリング受講までに上記の教科書を購入してください。

【参考図書】
１）菅原好秀編著『福祉ライブラリ　福祉法学　第 2 版』建帛社、2020 年
２）菅原好秀著『リスクマネジメントと法』建帛社、2020 年

スクーリング

■スクーリングで学んでほしいこと

福祉法学の科目は、社会福祉の仕事を行うにあたって必要とされる法学的な知識を、体系的に学ぶことを目的としています。社会福祉士・精神保健福祉士が権利擁護の役割を担うためには、相談援助業務と福祉に関する法との関連を理解する必要があります。憲法では、日本国憲法の中核である「個人の尊重」を踏まえて基本的人権を学んでいきます。民法では、紛争解決のために必要となる法原理を学んでいきます。成年後見制度では、判断能力が不十分な人々の生活全般の支援方法を学んでいきます。

このようにスクーリングでは福祉の現場で発生する多様な価値観の衝突に対して、社会福祉専門職としての法学的知識がどのような場面で、どの程度の活用ができるかという問題に対して、権利擁護と成年後見制度の視点から具体的に学んでいきます。

なお、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験問題を学問的視点から解説しますので、受験する方はスクーリング受講をおすすめします。

■講義内容

回数	テーマ	内容
1	福祉法学の基本原理	福祉と個人の尊重の意義について
2	基本的人権と判例	社会権に関する判例について
3	民法の基本原理	総則・物権・債権、家族法の意義について
4	成年後見制度の全体像	後見・保佐・補助の各意義について
5	成年後見制度の現状と課題	成年後見制度の現実的な問題点について
6	日常生活自立支援事業の全体像	日常生活自立支援事業の現状と課題について
7	権利擁護の専門職の役割	社会福祉士、精神保健福祉士の役割について
8	まとめ	
9	スクーリング試験	

※オンデマンド・スクーリングでは、上記の講義内容と異なる場合があります。

■講義の進め方

板書を中心に、教科書も用いながら進めます。しっかりと講義を聴き、ノートをとるようにしてください。

■スクーリング　評価基準

授業への参加状況（20%）とスクーリング試験（80%）で評価する。スクーリング試験は、教科書・ノート・配付資料の持込み可ですが、パソコンや携帯電話などの電子機器の持込みはできません。

■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5〜10 時間）

事前に教科書を読んでわからないところとわかるところをある程度、分類把握し、『権利擁護と法』（建帛社）などで、国家試験の法学の問題をチェックしておいてください。

レポート学習

■在宅学習 15 のポイント

回数	テーマ	学習内容・キーワード	学びのポイント
1	福祉法学の基本原理	日本国憲法第 13 条の「個人の尊重」について学びます。	個人の存在価値とは何か、また、個人の差異はなぜ必要なのかについて考えてみましょう。
2	基本的人権と自由権	自由権の制度趣旨と判例を中心に法の解釈について学びます。	エホバの証人事件の事案の概要を踏まえて判旨の内容を理解することが重要です。
3	基本的人権と社会権	社会権の制度趣旨と判例を中心に法の解釈について学びます。	朝日訴訟と堀木訴訟の事案の概要をふまえて判旨の内容を理解することが重要です。
4	行政法	行政法の概要について学びます。	行政法と憲法との関連について説明できることが重要です。
5	行政法と地方自治	地方自治の制度趣旨について学びます。	地方自治の制度趣旨である住民自治・団体自治をふまえて、地方自治の現状と課題について理解することが重要です。
6	民法の基本原理	民法の全体像について学びます。	民法の総則・物権・債権・親族・相続の相互の関係性について理解することが重要です。
7	成年後見制度	成年後見制度の概要について学びます。	成年後見制度の全体像について説明できることが重要です。
8	成年後見制度の後見・保佐・補助	成年後見制度の各制度について学びます。	成年後見制度の後見・保佐・補助について事例を挙げて説明できることが重要です。
9	任意後見制度	任意後見制度の概要について学びます。	任意後見制度の内容を説明できることが重要です。
10	成年後見制度の現状と課題	成年後見制度の最近の動向と課題について学びます。	成年後見制度の現状と課題をふまえて今後求められる対応策について説明できることが重要です。
11	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業の概要について学びます。	日常生活自立支援事業の概要と成年後見制度との連携について理解することが重要です。
12	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業の概要について学びます。	成年後見制度利用支援事業を説明できることが重要です。
13	権利擁護にかかわる組織・団体	権利擁護にかかわる組織・団体について学びます。	家庭裁判所、法務局、市町村、社会福祉協議会、児童相談所の役割について説明できることが重要です。
14	権利擁護にかかわる専門職の役割	権利擁護にかかわる専門職の役割について学びます。	弁護士、司法書士、公証人、医師、社会福祉士の役割について理解することが重要です。
15	権利擁護活動の実際	権利擁護活動の現状について学びます。	被虐待児、高齢者虐待、アルコール等依存症、非行少年、ホームレス、多重債務者の対応について説明できることが重要です。

■レポート課題

1 単位め	次の課題のなかから 1 題を選び、論述しなさい。 ①日本国憲法の基本原理の基本的人権と国民主権について述べなさい。 ②地方自治体とは何か、また地方自治体の存在意味を事例を挙げながら、説明しなさい。 ③成年後見制度について、事例を挙げながら、説明しなさい。
2 単位め	「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

■アドバイス

【1 単位めアドバイス】

①この設題は日本国憲法とは何かを説明する際の最も大切な部分に関係します。基本的人権と国民主権に関する判例についても言及してください。

②憲法第 92 条以下に「地方自治」の章が規定されています。公の存在としては地方自治体の他に国などがありますが、国という団体の他に地方自治体という団体が何故に必要とされるのか、憲法に規定する意味は何処にあるのかを考えて、住民自治、団体自治の視点から地方自治に関する判例を踏まえてまとめてください。

③テキストを精読し、相談援助職の視点からの制度の概要と制度の活用例を考え、まとめられるとよいと思います。社会福祉の現場で仕事をしていない方は、なかなか制度の活用場面のイメージが持てないでしょうから、地域の社会福祉士会や司法書士会、弁護士会などの団体や社会福祉協議会などを尋ねてみることも有益ではないかと思います。また、後見、保佐、補助の各事例について言及してください。

【2 単位めアドバイス】

教科書をよく読み、「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

科目修了試験

■評価基準

当該科目の内容理解がなされているかが重要であり、論述の分量（1 問あたり 400～800 字程度）も評価対象となる。また、法の制度趣旨、意義を述べた上で、現実との関連から自分なりの視点から述べられていることも評価の対象となる。